

参議院社会労働委員会會議録第二十二号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)
午前十時五十三分開会

委員の異動

四月十九日委員鹿島俊雄君及び村山道雄君辞任につき、その補欠として西田信一君及び手島榮君を議長において指名した。

四月二十一日委員西田信一君、吉江勝保君及び手島榮君辞任につき、その補欠として鹿島俊雄君、勝俣総君及び村山道雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高野 一夫君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
阿具根 登君

委員

勝俣 総君
佐藤 芳男君
谷口 弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
相馬 助治君
村尾 重雄君

国務大臣

厚生大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

厚生省年金局長 小山進次郎君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○国民年金法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高野一夫君) ただいまから本日の社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。四月十九日付をもって鹿島俊雄君、村山道雄君が辞任され、西田信一君、手島榮君が選任、四月二十一日付をもって西田信一君、吉江勝保君、手島榮君が辞任され、鹿島俊雄君、勝俣総君、村山道雄君がそれぞれ選任されました。

○委員長(高野一夫君) 理事の補欠互選を行ないます。

ただいまの報告のとおり、鹿島理事、村山理事が一時委員を辞任されたために、理事二名の欠員を来しております。この際、理事の補欠互選を行ないたいと思いますが、慣例に従いまして、委員長の指名に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないことを認めます。

それでは、鹿島君、村山君の補欠として、鹿島俊雄君、村山道雄君を理事に指名いたします。

○委員長(高野一夫君) 国民年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 大臣がこの前お見えになりましたが、藤田委員の質問の答えが残つておると思うんです。その御質問を要約してみますと、国民年金ができてまだ日が浅いので、やむを得ないところはあっても、政府の考え方が一貫しておらない。だから、一体今後の見通しとしてどういう考えを持っておるか。その点を明らかにしてもらいたい、こういうことが要約すれば藤田君の質問であつたろうと思うのです。この点について詳細にひとつ御説明を願いたい。大臣の今後の考え方、国民年金はかくあるべきであるという考え方をひとつお示し願いたいと思います。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 国民年金の問題につきましては、実施以来、まだ日の浅いことではございますが、政府としまして、漸次改善、向上をはかつて参りたいという考えのもとに、これまで法律の内容につきまして、改善の努力を続けてきておるのでございます。今後どういふふうに向つていくかという御趣意のお尋ねであらうかと思ひますが、私どもとしましては、国民年金制度の内容につきまして、まだまだ改善すべき余地があるものと考へておりますし、国会におかれましてはその趣旨の御発言が多いわけでございます。

いろいろ検討いたしておるところでございますが、的確なことを具体的に申し上げる段階にまだ至つておらないように思つてございまして、大体私の今後の考え方という程度にひとつお聞きとまりをいただきたいと思つております。

まず、拠出制の年金につきまして、私としましては、いろいろ事務当局に検討してもらつておる段階でございますが、少なくとも年金額は、十年後には現在の倍ぐらゐにはしたいものだといふ考えのもとに進んでおるようなわけでございまして、したがいましめて、現在の老齢年金、四十年の拠出で月額三千五百円と、こうありますが、これを七千円ぐらゐには持つていきたく、また、障害年金、それから母子年金、準母子年金あるいは遺族年金等につきましても、それぞれ現在の月額の倍額ぐらゐにはしたいという考えでもつて検討を進めてもらつておるようなわけでございまして。

また、受給資格につきましても、いろいろ異論のあるところではございますが、受給資格の期間につきましても、方向といたしましては、現在よりも短縮の方向に向かつて進んで参りたいと、かような考え方をいたしております。

いま一つこの拠出年金につきまして、大きな問題として論議せられておりますのは、所得比例制を入れたらどうか、こういう御議論であります。この所得比例制の問題は、政府としまして

ても検討の価値のある問題と考へまして、いろいろ勉強してもらつておるところであります。聞くところによりますれば、社会保障制度審議会方面においては、比例制よりも、やはり現在のフラット制がいいのだ、こういうような御議論もかなりあるやに伺つております。そのほうでも、御審議はもとより御審議として進めていただきまして、われわれとしましては、その答申も拝見した上で十分考へなければならぬと思ひますけれども、一応この所得比例制につきましても、検討はいたしておるところでございます。従来、所得比例制を導入するについては、現在の条件がまだ不十分であるといふような考え方もございまして、従来支障とせられております条件につきましても、だんだんと緩和されておるようによろしく考へられますので、今後の研究題目としまして取り上げて検討したい。さらに社会保障制度審議会の答申等も拝見いたしました上で最後の考え方をお示したい、かような考え方をいたしておる次第でございます。これをいつからやっていくかという問題もあるわけでありまして、老齢年金の改善につきましましては、計算のし直しと申しますか、再計算等、国民年金の改造を行なうものとせられております。昭和四十年を目途にしたいと思ひます。また、障害年金等の改善につきましては、少なくともおそくとも四十一年まで、もし情勢が許すならばそれ以前においても何らかの措置を講じたいと

いう考え方をもち、現在事務当局に検討をわづらわしておるところでございます。

それから、もう一つ福祉年金でございますが、この福祉年金につきましては、昨年及び今回の改正によりまして、各種の支給制限措置が、あるいは撤廃せられ、あるいは緩和され、ほぼその基礎固めが終わったかとも思いますので、来年度以降におきましては、年金額の引き上げの問題と取り組んでいこう、こういう考えをいたしておりまして、現に検討に着手させておるところでございます。年金額の引き上げにつきましては、これは福祉年金でありますので、全額国庫支出によってまかなわれておるわけであります。そういうふうな性格のものでございますので、当然国の財政との関係もございまして、十分な検討を必要とするわけでございまして、堅持としましては、福祉年金実施以後の物価の変動等のごとも十分考慮に入れます、少なくともその物価の上昇いたしました線を下回ることをないように、むしろ上回って引き上げたい、こういう考え方で検討いたしておるわけであります。その実施の時期でございますが、年金制度は、申し上げるまでもなく、一年間だけの問題ではないのでございまして、少なくとも五年程度の長期の見通しの上で立て進めていくことが必要であらうかと考えます。長期的な計画との関連を考慮しながら、昭和三十八年度、すなわち来年度からこの福祉年金の引き上げについて具体的に実施する内容をきめていくつもりでおります。ある程度の期間を見通して、この程度までもっていきたいという考えのもと

に、来年度から福祉年金の引き上げについて具体化していく、こういう考え方をもち、おきます次第でございます。あまり具体的かつ正確な答弁でございせんが、今申し上げましたような考え方で、厚生省といたしましては検討を進めておるところでございます。

○阿具根登君 大臣の考え方としてはわかりませんが、国民年金というものは、国民に与える考え方というものは、非常に重大なものであると思うのです。社会保障の一番大きな根本になるものだと思うのです。そうしますと、国民年金が日本に制定されたということだけをとれば、諸外国から見れば、日本も相当福祉国家になったのだというふうな影響を与える。そういうような認識を持たせる。ところが、来て見れば何のことはない、これは小づかい銭に満たないものだ、こういうことになってくれば、名目だけが福祉国家ということを言われ、あるいは国民年金ということを言われておるけれども、盛った中身はまるでそれに該当しないものだ、こういうことになれば、かえって私は害多くして得るところ少ないものになってしまつてきておるのではないかと、こう思うわけなんです。基本的な問題では私どもの考え方とまた違いますので、これは意見の対立するところやむを得ませんが、正しい内容について御説明を、これは局長さんでけつこうですが、老齢というものは、幾つくらいから老齢と考へておられますか。老齢年金は七十才ということになっておりますが、今、日本国民の平均年齢から考へてみて、老齢という年

齢は幾つをもつて正しいと思つておられるのかどうか。

○政府委員(小山進次郎君) 幾つから老齢として老齢年金支給の対象にするかという議論は、現在、社会保障制度審議会でも実質的に御議論になっておりますけれども、その議論の内容を御紹介申し上げます、いづれにしても、老齢になって働けなくなる結果、いろいろの所得活動ができなくなるといふ時期をもつて考へることが至当であらうという考え方によって、現在、雇用者については、やはり六十才程度という、今の各種年金制度は大体そういうふうな考へていっているのだらう。それから、生産手段を持っている自営業者についても、それとやや違ふ年、たとえば現在の国民年金における六十才というものは、一応常識的な線と考へていいんじゃないか。この二つは、大体皆さんの議論がほぼ一致しているようでありまして、もちろん現在論議途上でございますから、結論としては出ていないわけではございませう。大体一致しているようでありませう。問題は、それと違つて七十という線を引いている老齢福祉年金のあの問題をどうするかということが議論になるわけでありまして、これについては、まだ社会保障制度審議会でも御議論にあまりなっていないようであります。傾向としては、便宜的なものとして、ある程度どこに置くかということは一応考へられていいたる。しかし、望ましい方向をいへば、やはり六十才に向かつて逐次下げていくという方向が適当であらう、大体そういうふうな御議論であらうと思ひます。

一応考へられておる。民間等を見ても、労働年齢は、ほとんど大部分が五十五才なんです。しかし、実際五十五才というのは、現在の年齢から見ると、これは労働年齢の限界だとは私は思つておらない。当然六十才過ぎてもいいと思うのですが、六十才から七十才というのは一番私は重要なときじゃないかと思うのです。六十才過ぎた人を一体だれが保障してやるのだ。特殊な人はいいでしょう。たとえば国会議員は七十才になつてもこれは働けるかもしれない。しかし、その国会議員は七十才でもたくさんおられるのだ、実際事務官僚になつてくれば、定年制も六十才にしなうという声まで出てくるわけなんです。そういう点から考へてみましても、六十才から七十才までの間というのは、一番今老齢という問題、あるいは六十才が老齢だときめつけることはできないかも知れませんが、収入面から見、生活面から見れば、一般の国民大衆のこの年齢に対する期待というのは、考へ方とどうするか、これは相当大きなものがあると思うのです。それを国民福祉年金のほうで、七十才でやむを得ないのだらう、五十才の間の開きはやむを得ないのだらうというの、あまりにもその年齢の人に対する考へ方が薄いんじゃないか、こう思うのですが、この五才というのは非常に大きな意味を持つておるし、一体この人たちはどういう考へ方で生活をするのか、実際から言へば、平均年齢からいっても、延びたといつても男六十六才何ぼでしょう。そうすると、平均年齢を通り越して、いわゆる生き残つた人に少しみてやるのだという、私はまことに不まじめと

いうか、それは当たらないかも知れませんが、そういうことにしか考へられないわけなんです。少なくとも、国民全部が一応平均年齢まで生きたならば、その方はこの国民年金の適用を受けけるのだというようなことは考へてしかるべきだと思ふのです。その平均年齢以下でなくなった人はこういう恩典には何も浴さないのだ、これは私は考へ方が少し違ふのじゃないかと思うのです、どうですか。

○政府委員(小山進次郎君) 先ほども申し上げましたように、老齢福祉年金の七十才という年齢については、諸般の情勢が許すならば、六十五才に向かつて一才でも二才でも近づくように下げていくことが望ましい、こういう考へ方は、大体どなたも今のところ考へておられるわけでありまして、私もそういう考へ方をもつて作業したいと思つておるわけであります。ただ、その場合に、七十才というものが現在の状況においては一応考へられるのだらうということをおつておられます人々の考へ方は、現実の問題として、ちょうど今日日本は高齢人口が急激にふえている時期になつてきておるわけですから、それに対して、一方、現在の福祉年金の額について、先ほど大臣から申し上げましたように、来年度以降さらに積極的に引き上げをしよう。こういうふうな考へておるわけでありまして、ちょうどいま今後国家財政にかかるといふ面からいいますので、どちらをとるかという面からいまして、何となく、次の段階で考へるのは年金額の増額だらうという考へ

方をとる人は、年令の引き下げは一時期待っても、年金額の増額のほうに力を入れて、少しでもこれを充実したものにしよう、こういうふうな議論をするわけでありませう。それと逆に、年金額は、まあある程度でやむを得ないけれども、年令をひとつ六十五に向かつて一刻も早く引き下げよう、こういう議論の方は、今のところ、あまりないわけでありませう。これはもちろん両方ができれば一番いいわけでありませうが、ものの順序として、そういうふうな考え方を御紹介申し上げたわけでございます。

○阿具根登君 いや、その理論でいけば、それじゃ八十才に線を引けば三倍ぐらいやれると思うのです。それは長生きした方に対して、お祝いとしての考え方ならば私はわかります。それなら九十才の人に線を引くなら、それならばその人は楽に生活できるぐらいに、私はこの予算で楽々と思えると思ふ。その考え方はなんですか。国民年金というのとはどうあるべきか、しかも、福祉年金として老齢年金を設けたいというなら、その考え方自体が、一つのワタの中に、予算の中でこのぐらいしか金がないのだという考え方なのか、あるいは考え方がそれを先行して、少なくとも予算はこれだけこれに入れるべきだ、国民年金というその名称からして、基本的な考え方からして、このうちのわずかの予算のわずかのワタを考へて、そのワタの中で操作しようとするから私はそういうことになつてくる。そうするならば、やはり長く生きた人にたくさんやらないというならば、八十才に引いても何でもないので、八十才に引いたら三倍も四倍もやれると思ふ。

と。七十才から八十才の人の減り方というのはものすごいと思ふ。そうすると、考え方は私は逆に入つておる。国民年金ということにきめていける、そうして福祉老齢年金と、年寄りの方には国が保障してあげますよ、これは今できたのだから、今まで掛けでおらなかつた人にもこうして無償で差し上げますというところになつてくるならば、相当膨大な金になると思ふのです。それは踏み切つていくべきだと思ふ。私は思ふのですがね。それをあくまでもワタがどのくらいだけと今きめられておる。無制限のワタということでは考えられませんで、今考えられておるようなワタの中でやられるならば、年令も七十才で切らねばいかぬし、金額も微々たるものです。そこに私は矛盾があるのじゃないかと思ふのです。いかがですか。

○政府委員(小山進次郎君) 私の申し上げ方が、その点や明瞭を欠いたかもしらぬのでありますが、申し上げておる気持は、少なくとも次の段階に私ども厚生省のほうとして明らかにすべきことは、福祉年金については、望ましい姿としてはどれだけの金を国から入れることが望ましいという姿、全貌を示すことはどうしても必要であると思ふとおります。そういう全貌を示す場合に、年金額としてはどのくらい、それから老齢年金の支給開始年令七十才というのは、どのくらいまで下げるといふことが望ましいといふことは、当然含めて考えなければならぬと思つております。その意味で阿具根先生おっしゃるような考え方をもちまして、そのうち、どれくらいのものか実現できるかどうかといふのは、これは

は次の段階の議論になるわけでありまして、その点は明瞭にしつつ今後の作業を進めたいと思つております。

○阿具根登君 次に、福祉年金の併給に關して、公的年金の額を二万四千円をきめられたその理由です、二万四千円に満たない場合には、二万四千円の差額を支給するというところになっております。それから公務による死亡、廃疾となつた場合の七万円ですね、これは今度七万一千円に上がったから、おそろくそれをとられておると思ふのですが、その考え方は一体どういう考え方か、これをお伺いしたい。

○政府委員(小山進次郎君) この二万四千円に当たりますものは、現在の制度では一萬二千円、つまり福祉年金の額と同額になつておるわけでありまして、この現在の考え方、一応前提として、国民年金制度というのは、そのときまで年金制度に守られていない人々に差し上げるという趣旨で始めた年金制度だといふ前提をとつております。場合でも、受けておられます年金の額が一萬二千円を下回つておる場合には、少なくとも一萬二千円程度の年金の結果として差し上げるようにしたいという考えからそういう措置をとつておるわけでありませう。ところが、この一萬二千円という額はあまりに少な過ぎる、社会保障制度審議会でも、少なくとも月二万円ぐらいの年金といふものは何と保障したいものだ、こういう御意向が非常にかねてから強かつたわけでありませうので、今回ほかの年金と合せて月二万円、つまり年二万四千円になるまでの間は、併給として福祉年金のほうから支給をする、こういうふうにしよといふ考えをとつたわけ

であります。その場合に、公務死、戦争公務によります人の場合を七万円としましたのは、戦争公務等を受けておる分の中からは、生活保障的な部分のほかに、精神的な要素が非常に多いわけでありませう。そういう精神的な要素といふものは十分考えなくちゃいけない、こういうことになりまして、それをどの程度に見るかということでも、まあ学識経験者の間で議論をしてもらいました結果、これは普通扶助料と公務扶助料との間における倍率を一応のよりどころとすることが適當である、こういうことになつたわけでありませう。この倍率は、一番多い場合が三・五五から始まつて二前後まであるわけでありませう。その大体平均である三倍といふものをとりまして七万円というものを設定したわけでありませう。したがつて、七万円先にあつておるものでもなく、二万四千円から七万円が出て参つたわけでありまして、これがきめられました沿革から申しまして、どちらかといふと、これは恩給の今回の引き上げとは直接の關係は持つておりませう。おそろく将来この七万円についても、二万四千円を引き上げるということと関連して、当然そのときは今申し上げた倍率を頭に置いて調整が行なわれる、こういうふうになる性質のものだと思つております。

○阿具根登君 私、時間がないので、ちょっと質問して出ていかなければいかぬので、質問の途中になります、一つだけ聞いておきたいのがもう一つ残つておりますからお聞きしておきますが、この支給制限額を十三万円が十五万円に引き上げられた、もちろんそのときの本委員会の附帯決議では十五万円にせいといふことがついておつたわけですね。ところが、国民年金を十五万円に引き上げたら、児童福祉年金も十五万円に引き上げられた、こういうことになつております。ところが、地方税法では十五万円を十八万円に今度改正されたわけですね、そうでしょう。ところが、当時十三万であつたから十五万円にせいといふことが当委員会に言われておつたものと私は思ふ。ところが、一方では十八万円に引き上げられた、もう今度国民年金は十八万円になぜ上げなかつたか、またこの次は十八万円にせいと言ふに違ひありません。これは私は、かりに採決をするすれば、これは附帯決議でも、地方税法の一部改正と同様、十八万円にしなさいとつけるに違ひありません。そうすると、今度向こうは二十万円になるかもしれない、そういう後手々々に、こういう地方税法でさへも先に進んでおるのに、一番苦しい人をあずかつておる厚生省が、国民年金も十五万円、よからう、国民年金は十五万円だから、児童福祉手当のほうも十五万円だ、一切下のはうに右にならえをしておるこの考え方なんです。どうして十八万円にできなかつたのか。なるべく問題の起こらないように、予算が取りやすいように、まあそれが取つて、一年か二年たつてからそのあとをばつばつ追いついていく、こういうことでは社会保障は私は成り立たないと思ふ。どうして十八万円にできなかつたのか、その点ひとつ。

○政府委員(小山進次郎君) この問題は、先生おっしゃいましたように、制度を創設いたしましたときから、本人所得を調整する基準は、地方税法におい

て地方税を免除される額と一致させることにしよう、こういう前提で始められたものでありまして、向こうが十三万であったときは十三万であったのであります、十五万に引き上げられまして、それに合わせるということをしたわけでありまして。したがって、前回申し上げましたように、当然本年度からは、私もこれはぜひとも十八万円にしたい、また、これは当然すべきものだと考えておるわけでありまして。なぜそれを早目にしないかということでもあります。これはただいま申し上げましたような沿革からいたしまして、向こうが確定したら、次にそれに応ずるよう調整をしていくという建前でスタートいたしましたので、そういうふうにしておるわけでありまして。

○阿具根登君　そこが私はそういうふうなひとつの問題を厚生省でやる場合、厚生省ひとつも自主性が無い。一方が十五万なら十五万にします、もう一方が十五万なら十五万、十三万なら十三万、少しも自主性が無いのじゃないか。よそがきめてくれるから、よそがきめれば、わがほうもそれに倣っていきましよう、そういうことじゃなく、一番苦しい者をあずかって、しかも、福祉国家という銘を打って、そうして国民年金なるものを作ったならば、よそを引きずっていくくらいに考えがなくて、私は成り立たないと思うのです。それを今度十八万円にしようが、二十万円にしようが、十八万円にしようが、その次に向こうが上がりま

たから二十五万になる。そういうことでは私はこの大問題に取組んでいけるかと思うのです。あまりにも消極的だと思ふのです。こういふ点ぐらゐは、逆にこちらの方が、向こうが十八万ならば二十万ぐらゐにしてくれというぐらゐの気持があつて私は進めると思ふのです。だから税法が第一で、税法がかわつたらわがほうがついていくのだというならば、何もここで議論する必要はないのです。私たちが、それならば税のほうをやりなさい。そうすればこちも上がるのだから、厚生省がかわらないでよろしい、地方行政にいて、これは税金のほうを一部改正をして、これを二十万にしない、という主張をしたほうがよほどいいのです。ここで審議する必要はない。あまりにも消極的じゃないかと思ふのです。この委員会が十五万といふことをつけたら、私も、私はそういう意味だつたらうと思ふのです。十八万になればもろ十八万、あるいはそれ以上になさいといふのが委員会の考え方だつたらうと思ふ。思つては、それがね。当時委員会におりましたから、わがほうも、そういう消極的なことでは、何かまあ社会保障というのには生産じゃないのだから、だから、だから、あとからついていくのだ、というふうなことであるなら、福祉国家といふことはもう口にせないほうがいいと思ふのです。これは自然になつていくのだつたらう、そこに私は、どうしても厚生省が、何か各省の一番うしろからついていて、拝みま

す頼みますというふうな政策をやっているのじゃないかと思ふ。そうじゃなく、厚生省は福祉国家をうたつたならば、かくあるべきだ、こうしなかつたら福祉国家の看板おろしなさいといふくらい大臣は関係会議で言っていると思ふのです。福祉国家だの所得倍増だのといふならば、一番下の人たちがもつと生活ができるように、国民年金とは、なるほどこれはいい、ばな年金だと思ふ。とみんなが言うくらい主張をすべきだと思ふのです。その点はどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(尾形弘吉君)　厚生省の立場をいましては、阿具根さんの御指摘になりましたような点につきましては、もつと厚生省が積極的になければならぬ、かように私も考えます。むしろ地方税等で所得の少ない人たちに對する考慮を払います場合にも、その資料は厚生省から出ていくというくらいでなければならぬ。そのものと私も思ふのであります。したがって、今のお言葉は、われわれに對するむしろ鞭打のお言葉であるといふふうにするのは、スタートから、ただいま局長が申しましたように、何かよりどころといふので、地方税によりどころを求めたところ、こういういきさつから今日までの経過をたどつてきておる、かように考へる次第であります。御指摘になりましたように、あとからあとからついていくだけでは、お話のとおり、社会保障について大いに熱意がある、力があるといふことにはならない。われわれといひましては、これまではそういう方向で参つておりますが、今後われわれの心がまえといひましては、お話になりましたような点は、われわれとしても反省しなければならぬ

点があると思ひます。今後の努力といひましては、おっしゃつたような方針で、厚生省の国民の生活水準、そういうふうな問題についての関心を払うのは私の省でなくちゃならない、こういうぐらゐのつもりで進めていくように努力したいと思ひます。

○委員長(高野一夫君)　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高野一夫君)　速記をつけ。ほかに御質疑はありませんか。別に御発言もなければ、本件に對する質疑はこれをもって終了したものと認めます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君)　御異議ないと認めます。

これより討論に移ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして、順次御発言を願ひます。

○阿具根登君　私は、本法案につきまして、社会党を代表いたしまして、反對の意見を表明するものであります。それは、国民年金法の発足にあたりまして、わが党が明確に所信を披瀝しておりましたように、現在の国民年金法の一部を改正されて、幾分よくなったとはいへ、羊頭を掲げて狗肉を売る、いわゆる国民年金といふものを持つて、義が、国の非常に大きい柱として、福祉国家の柱として大きな期待をかけられておるにかかわらず、その中身はことに微々たるものであつて、かえつて誤解を生じ、国民に對して、期待をかけて、しかも与えるものはまことに微々たるものである、こういう点につ

きまして私も反対せざるを得ないのでございます。

今日までの質問におきまして、わが党の考え方を十分御答弁を願つて参りましたが、私も、私も、国民年金といふものは、国民一般大衆が一番期待しておるものであると思ひ、大衆に對して一番のよりどころにならなければならぬ、かような考え方から、今日のこの程度の改正では決して満足するものでなく、基本的に国民年金そのものの意義がはつきりと打ち出された国民年金法に改正すべきだと、かような考え方から、私は反對の意見を申し上げる次第であります。

○村尾重雄君　私も、民主社会党を代表しまして、遺憾ながら本案に反對いたします。理由は非常に簡単であります。

このたびの改正案をわれわれ見ますのに、かなり前年度の当委員会が改正を取り扱われたときの附帯決議なり、また審議の内容と、また各界の意見をいれて、年金の引き上げ、また給付条件等の緩和と、いろいろと改正に取り上げられたその意図といふものは、十分にわれわれは了とすものであります。しかし、ただいまも反對意見の中にありましたように、今日の政府の積極的な経済政策、特に所得倍増論といふものは、その反面、物価の値上がりといふものは著しいものがある。特に生活諸物価の値上がりといふものは、もう目に余るものがあるのであります。そういう点から、厚生省におかれ、その他の年金また社会保障の關係する法案についての給付面等についてこれが改善をなさなければならぬという意見

は、もちろん持つておられることもわれわれも察知するのであります。現在の厚生省、特に非常に政治力を持つておられる大臣がおられて、なおかつこの程度の改正ということは、特に財政力のあり余る今日の政府において、われわれとしてはどうしても許すことが、また了解することができないのであります。非常に簡単であります、しかし、反対理由は明瞭であります。こういうような点で、遺憾ながら本案に賛成いたしかねるのであります。非常に簡単な理由であります、反対をいたします。

○鹿島俊雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本改正案に賛成をいたします。

○委員長(高野一夫君) ほかに御意見はありませんか。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

これより採決を行ないます。

国民年金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高野一夫君) 多数であります。よって本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成手続等につきましては、慣例に従って委員長に御一任願いたいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(高野一夫君) それでは速記をつけて。

本日の審議はこれをもって終了いたしました。次回は明後日午前十時から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時三十八分散会

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、牛乳等無償給与法案(藤原道子君外八名発議)

牛乳等無償給与法案

牛乳等無償給与法

〔目的〕

第一条 この法律は、国が、乳幼児及び妊産婦について、牛乳等を無償で給与することにより、これらの者の心身の健全な発達向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「乳幼児」とは、出生の時から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第三條 国は、厚生大臣が第十一条第一項の規定により各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日まで)の期間をいう。以下同じ。ごとく作成する給与計画において給与の対象となつた乳幼児のためにその保護者(親権を行なう者、後見人その他の者で乳幼児を現に監護する者をいう)に対し、牛乳等を給与する。

2 国は、厚生大臣が第十一条第一項の規定により各年度ごとに作成する給与計画において給与の対象となつた妊産婦に対し、牛乳等を給与する。

(給与券の交付)

第四條 都道府県知事は、牛乳等の給与要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)であつて牛乳等の給与を受けようとするものに対し、その者の申請により給与券を交付する。

(給与方法)

第五條 都道府県知事は、給与券の交付を受けた者が給与券を提出し牛乳等の給与の申込みをした場合には、給与券と引換えに牛乳等のうちでその者が選ぶ種類の物を給与しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその者が選ぶ種類の物を給与することができないときは、その者の意見を聞いて他の種類の物を給与することができる。

2 都道府県知事は、次条第一項の規定により指定された牛乳等の販売業者(以下「指定業者」という)に牛乳等の給与を行なわせることができる。

(指定業者)

第六條 都道府県知事は、前条に規定する牛乳等の給与を担当させるため、牛乳等の販売業者を、その同意を得て指定する。

2 指定業者は、牛乳等の給与について、厚生省令の定めるところにより都道府県知事の行なう指導に従わなければならない。

3 指定業者は、三十日以上以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定業者が第二項の規定に違反したときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(給与量)

第七條 給与計画の対象となる者一人一日当たりの牛乳等の種類別の給与量は、給与計画において定められる量とする。

(給与の始期)

第八條 牛乳等の給与は、受給資格者が都道府県知事に対し給与券の交付を申請した日から行なうものとする。

(給与券の譲り渡し等の禁止)

第九條 給与券は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けるはならない。

(給与券の返還命令)

第十條 都道府県知事は、牛乳等の給与を受けている者が、正当な理由がなくて第十六条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、給与券の返還を命ずることができる。

(給与計画の作成)

第十一條 厚生大臣は、毎年十二月三十一日までに、翌年度における牛乳等の供給の見通しを参酌して牛乳等の給与の対象となる乳幼児及び妊産婦の範囲並びに牛乳等の給与量を定め、当該年度における給与計画を作成し、かつ、これを告示しなければならない。

2 前項の給与の対象となる者の範囲は、乳幼児については年齢により、妊産婦については妊娠期間又は出産後の期間により定めるものとする。

3 厚生大臣は、第一項の給与計画の作成に際しては、あらかじめ大蔵大臣及び農林大臣と協議するものとする。

(国の責務)

第十二條 国は、給与計画を充実にするため牛乳等の供給量の増加を図り、給与計画の実施に必要な牛乳等を確保するため、生産の助成、集荷機構の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(牛乳等給与審議会)

第十三條 厚生省に、附属機関として牛乳等給与審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 厚生大臣は、給与計画の作成に

際しては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、厚生大臣の諮問に応じ、牛乳等の給与に関する重要事項を調査審議する。

4 前三項に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(事務費の交付等)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

2 国は、政令の定めるところにより、指定業者に対し、その者が牛乳等の給与に要した費用を支払うものとする。

3 国は、前項の費用の支払に關する事務を都道府県知事に委任することができる。

(生活保護法との関係)

第十五条 この法律の規定により給与を受けた牛乳等は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四条第一項又は第八条第一項の適用については、その者の利用し得る物品等には含まれないものとする。

(届出)

第十六条 牛乳等の給与を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他

の物件を提出しなければならない。

2 牛乳等の給与を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(事務の委任)

第十八条 給与券の交付、指定業者の指定及び牛乳等の給与に關し必要な事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 第九条の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により牛乳等の給与をさせた者
二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十条の返還命令に従わなかつた者
二 第十六条第二項の規定に違反して届出をしなかつた者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(給与対象者の範囲に関する経過措置)

2 当分の間、第十一条第一項の規定に基づき厚生大臣が作成する給与計画において給与の対象となる者の範囲は、乳幼児にあつては満二才に満たない者に限られるものとする。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中「中央児童福祉審議会」厚生大臣の諮問に

じて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。」を

「中央児童福祉審議会 厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。」と改める。

「中央児童福祉審議会 厚生大臣の諮問に應じて、牛乳等無償給与法第十條牛乳等の給与に關する重要事項を調査審議すること。」

この法律施行に要する経費は、平年度約二百五十億円の見込みである。

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

第十条の四に次の一号を加える。

十 乳幼児及び妊産婦について牛乳等の給与に要する経費

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 牛乳等無償給与法(昭和三十一年法律第 号)を施行すること。

合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合においては、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

2 前項の規定の適用については、同項に規定する労働者が同項に規定する労働者としての在職の前に第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者(以下「旧政府雇用労働者」という。)、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者(以下「旧諸機関雇用労働者」という。))又は同条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者として在職したことがある場合において、それらの在職が前後引き続いており、かつ、同項に規定する在職に引き続くものであるときは、それらの在職期間は、同項に規定する労働者としての在職期間とみなす。

3 前項の規定の適用については、前の離職の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日)に後の在職が始まつたときは、当該前の離職につき同項に規定する特別給付金の支給を受けた場合を除き、前後の在職は引き続くものとみなす。

第十五条から第十七条まで 削除

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律
駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第十四条から第十七条までを次のように改める。
(特別給付金の支給)
第十四条 政府は、第二条第一号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者であつて、政令で定める期間以上在職した者が、アメリカ

第十八条第一項第一号中「手当」の下に「別居手当及び技能習得手当を含む。以下同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 公共職業安定所の紹介により駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第十八条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する業務」を「前項第一号及び第一号の二に規定する業務並びにこれらに附帯する業務」に改め、同項第三号中「一部改正法律の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日」を「当該離職の日」に改め、同項に次の一号を加える。

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行の日の前日において第二号第一号に掲げる者に該当する労働者又は駐留軍関係離職者であること。

第十八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号に規定する業務及びこれに附帯する業務は、前項第一号及び第二号に該当し、かつ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日以後において新たに安定した職業についたことのない駐留軍関係離職者に対して行なうものとする。

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日まで離職し、当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再び第二号第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者とならなかつた者又はこの法律の施行の日の前日までに死亡した労働者に対する当該離職又は死亡に係る特別給付金については、なお従前の例による。

3 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）の施行（同法附則第一項本文の規定による施行をいう。）前にすでに同法による改正前の第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となつた在職について、この法律による改正後の第十四条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内私とみなす。

4 この法律による改正前の第十八条第二項各号に該当する駐留軍関係離職者であつて、この法律の施行の際現に職業訓練を受けている者に対する手当（別居手当及び技能習得手当を除く。）の支給については、この法律による改正後の同項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（第二八四八号）（第二八四九号）（第二八五〇号）（第二八五五号）（第二八八六号）（第二八八七号）（第二八九三三号）（第二八九三九号）（第二八九七八号）（第二八九九〇号）（第二九八二二号）（第二九八三三号）（第二九八三〇五号）（第二九八三〇六号）（第二九八三七号）（第二九八三八号）（第二九八三二六号）（第二九八三七七号）（第二九八三八号）

一、一般職種別賃金即時廃止等に関する請願（第二八六五号）（第二九四三三号）（第二九八五五号）

一、全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願（第二八六六号）（第二九〇二四号）

一、離島の無医村対策等に関する請願（第二八六七号）（第二九九五号）

一、医薬類似行為の制度化に関する請願（第二八六八号）（第二九七四号）（第二九七五号）（第二九七六号）（第二九七七号）（第三〇二五号）

一、老人福祉法制定に関する請願（第二八七〇号）（第二八七一七号）（第二八七二二号）（第二八八八八号）（第二八八九九号）（第二九四〇号）（第二九四一七号）（第三〇〇一〇号）（第三〇〇二二号）

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願（第二八九〇号）

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願（第二九三七号）（第二九八六号）

一、日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（第二九四二二号）（第二九八四号）

一、医療労働者の賃金引上げ等に関する請願（第二九八七号）（第二九八八号）（第三〇〇一〇号）（第三〇〇一八号）（第三〇一九九号）（第三〇二〇二号）

一、重度身体障害者対策に関する請願（第二九八九号）

一、人命尊重に関する請願（第二九四四号）（第三〇〇三三号）（第三〇〇四四号）（第三〇一二号）

一、外傷性せき腫損傷患者の休養補償引上げ等に関する請願（第三〇〇九号）

一、国民医療改善等に関する請願（第三〇一〇号）（第三〇二二二号）

一、医療保険の差額徴収制反対等に関する請願（第三〇二二二号）（第三〇二三三号）

第二八四八号 昭和三十三年四月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 山形市材木町三六六山形県クリニグ工業環境衛生同業組合山形支部内 今田長次郎

紹介議員 白井 勇君

環境衛生同業組合の現状は、まさに危急存亡の岐路に立っている有様であるから、この窮地を察察されて、関係業者の生活確保と同業組合の組織力の維持伸長のため、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に關し、（一）勧告及び規制命令発動の要件として定められている現行の事項を、単に経営の健全の判定にだけとどめ、衛生措置に関する事項を削除すること、（二）適正化規程の認可並びに非組合員に対する勧告又は規制命令の発動の申請があつたときは、主管行政庁は一定の期間（中小企業団体組織法の例に徴すれば二箇月）内にその可否を決定しなければならぬよう法規定の措置を講ずること、（三）勧告を発するにあつて適正化審議会への諮問を必要とするという現行規定を削除すること、（四）基準料金は、ある基準時点におけるものを設定するものとし、その後は少なくとも一年ごとに賃金指数、物価指数等の推移にあわせて自動的に料金変更の認可がなされるよう法規定の措置を講ずることができ、かつ、組合がこれを作成しようとするときは、当該地区内において組合の組合員たる資格を有する者のすべてがこれに協力しなければならぬよう、また、これに協力しない者

に対しては行政庁からこれに協力をすべきことを命ずることができるよう法規定の措置を講ずること、(六)連合会総会においては、組合はそれぞれの組合員数に応じて二箇以上の議決権を持ちうるよう法規定の措置を講ずること、(七)現行法による規制命令違反者に対する罰則は十万円以下の罰金と定められているが、悪質かつ計画的な違反者に対してはこの程度の罰金だけではなんらの実効をも期し難いから、違反者に対しては、期間を定めての営業停止処分をも併科しうるよう法規定の措置を講ずること等の改善を図られたいとの請願。

第二八六四号 昭和三十一年四月七日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 福岡市大名町二二三福岡県クリーニング環境衛生同業組合理事長 円入芳美

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第二八六九号 昭和三十一年四月七日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 富山市下奥井一富山理容組合内 竹林茂雄外 二十名

紹介議員 館 哲二君 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第二八八四号 昭和三十一年四月九日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 新潟県新津市駅前通り 宇佐美喜一

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 佐藤 芳男君

第二八八五号 昭和三十一年四月九日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 愛知県半田市成岩本町三ノ一三愛知県水雪環境衛生同業組合半田支部内 大橋文平外五名

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 草葉 隆圓君

第二八八六号 昭和三十一年四月九日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 岐阜市金宝町三ノ一五岐阜県クリーニング環境衛生同業組合理事 長 桑原金作

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 古池 信三君

第二八八七号 昭和三十一年四月九日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

請願者 名古屋市中区中ノ町三ノ三三愛知県水雪環境衛生同業組合名古屋支部内 沢田広吉外五名

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 青柳 秀夫君

第二九三八号 昭和三十一年四月十日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 山形県酒田市内江町五二山形県クリーニング環境衛生同業組合酒田支部内 加藤幸吉

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 村山 道雄君

第二九三九号 昭和三十一年四月十日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 広島県福山市草戸町一、〇九五ノ一広島県クリーニング環境衛生同業組合内 順行達雄

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 重政 庸徳君

第二九七八号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 山口県岩国市今津町山口県理容環境衛生同業

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

組合岩国支部内 河村 菊一

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 重宗 雄三君

第二九七九号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 愛知県豊橋市花田三番町五八愛知県クリーニング環境衛生同業組合豊橋支部内 朝倉勇

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 杉浦 武雄君

第二九八〇号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 福岡市渡辺通五ノ一五四青木一男外一名

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 安部 清美君

第二九八一号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 広島県安芸郡船越町荷揚七八六広島県理容環境衛生同業組合海田支部内 田村登

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第二九八二号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 名古屋市中千種区末盛通一ノ二七愛知県環境衛生同業組合千種支部内 松下好一

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 成瀬 幡治君

第二九八三号 昭和三十一年四月十一日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 山梨県都留市下谷栄町一〇二山梨県クリーニング環境衛生同業組合大月支部内 武藤忠平

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 安田 敏雄君

第三〇〇五号 昭和三十一年四月十二日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 高知市細工町六〇笹岡美粧院内高知県美容環境衛生同業組合理事 長 笹岡良美

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

紹介議員 寺尾 豊君

第三〇〇六号 昭和三十一年四月十二日受理

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ

一八埼玉県理容業環境衛生同業組合内 細淵徳次郎

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第三〇〇七号 昭和三十七年四月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 静岡県春日町二ノ一七 静岡県美容環境衛生同業組合理事長 川根康嗣外一名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第三〇〇八号 昭和三十七年四月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岡山市内山下二四岡山市クリーニング環境衛生協同組合岡山支部内 矢一明雄

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第三〇二六号 昭和三十七年四月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神戸市須磨区須磨浦通四ノ八七兵庫県環境衛生同業組合須磨地区支部内 藤田好郎

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第三〇二七号 昭和三十七年四月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 札幌市北一条西三丁目北海道理容環境衛生同業組合理事長 渡辺金蔵

紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第三〇二八号 昭和三十七年四月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町才田 西岡勇

紹介議員 三木興吉郎君

この請願の趣旨は、第二八四八号と同じである。

第二八六五号 昭和三十七年四月七日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 東京都新宿区坂町一九 全国建設労働組合総連合兵庫県土建一般労働組合内 吉田直義

紹介議員 田中 一君

建設労働者は、前時代的な下請制度の下で不安定な雇用条件と劣悪な労働条件で働いており、現場では労働基準法すら守られておらず、健康保険、失業保険等の社会保険も満足に適用されていないため、強度の労働災害があとをたらず、低賃金と不規則で不安定な生活を余儀なくされているから、このような状態をすみやかに改善するため、(一)一般職種別賃金(P・W)を即時廃止し、地域ごとに賃金決定のための労使の協議機関を設けること、(二)全国的に一律八千円以上の最低賃金制と、建設産業に働く技能労働者に日額千円以上の賃金を保障するよう措置すること、(三)公共建設工事、とくに公営、公庫、公団住宅の発注工事単価を適正にし、下請制度による賃金へのしわ寄せを排除する措置をとること、(四)建設労働者の週休制、八時間労働制実現のため工事の発注、施工上の法的規制を行なうこと、(五)消費者物価並びに建築材料価格の引下げ措置を強力にすすめること、等の実現をはかられたことの請願。

この請願の趣旨は、第二八六五号と同じである。

第二八六六号 昭和三十七年四月七日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ二三兵庫建設労働組合連合会内 奥村正雄外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二八六五号と同じである。

第二八六七号 昭和三十七年四月七日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一〇二ノ三四兵庫県土建一般労働組合内 松榮義久

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二八六五号と同じである。

第二八九五号 昭和三十七年四月十一日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願(二通)

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ二三兵庫建設労働組合連合会内 奥村正雄外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二八六五号と同じである。

第二八六六号 昭和三十七年四月七日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 茨城県高萩市二一〇 柴田耕司外千二百九名

紹介議員 森 元治郎君

ここ数年の経済成長は、欧米諸国と比較した場合にも類例をみない生産の上昇をもたらしている。昨年の春闘における三千円程度の賃上げも、はげしい物価の値上がりで生活水準の向上の中で、生活は苦しくなっており、雇用労働者二千万人のうち、年収八万円以下の労働者は四百五十万人というように、依然として日本の低賃金は解消されていないばかりか、今日の技術革新、合理化の進む中で新規労働力や技能労働者の不足からくる初任給の上昇を業者間協定によつておさへようとしている。しかし、現行最賃法は、労働者自身が認めているように、現実の賃金水準に比較して低すぎる最低賃金としての効果を失っている。全国一律八千円の最低賃金制を法制化する客観的条件は初任給の上昇などによつてと

とのつてきているから、今国会において現行最賃法を廃し、全国一律八千円の最低賃金制を法制化せられたいとの請願。

第三〇二四号 昭和三十七年四月十二日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 香川県高松市藤塚町二〇五ノ四 谷本貞子外二千六百二十五名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二八六六号と同じである。

第二八六七号 昭和三十七年四月七日受理

一般職種別賃金即時廃止等に関する請願

請願者 山形県西置賜郡小国町 長 今新策

紹介議員 村山 道雄君

最近公衆衛生政策の振興に伴い、医療面は充実したかに見えるが、へき辺の地においては、いまだにその恩恵に浴することは困難であり、これは医師の数が十分でない上に、医師がいなかに定着することを避けて都会に居を求める傾向の多いことが原因となつてい

る。このような時に、外地引揚医師が、目下国内資格を得るために努力している事実を知るとともに、引揚医師会から外地における経験を生かし、いかなるへき辺の地でも永久的に定着する旨の申入れがあり、かつ、誓約も成立したので、彼等が法の定めるところによつて医師免許を取得した上は、当地の医療に受け入れたいと思うから、

早期に資格を得て着任できるよう、取り計らわれないとの請願。

第二九九五号 昭和三十七年四月十二日受理

離島の無医村対策等に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡小国町 長 佐藤勝栄

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二八六七号と同じである。

第二八六八号 昭和三十七年四月七日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒三ノ五二九 宇都宮義真

紹介議員 一松 定吉君

療術(医業類似行為)は、古くから伝わる民間療法が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効な療術であつて、三十年來国民の健康増進に寄与し、公共の福祉に貢献しており、その存在の必要性については識者も認めているところであるが、悪徳業者の発生を防止し、業者の資質の向上を図つて、健全な医療行政確立に資するためには、療術の制度化が絶対必要であると考え、第三十九回国会衆議院社会労働委員会、療術の三年延期が審議された際に行なわれた附帯決議の趣旨を尊重する見地からも、すみやかに本業を制度化してその要望にこたえるべきであるから、業者が長年希望しているところの、療術(手技・電気・光線・温熱・刺激)の新規開業、学校教育と試験免許、既存業者の既得権の尊重、事由ある失格者の救済の四原則を

骨子として、これが制度化を実現せられたいとの請願。

第二九七四号 昭和三十七年四月十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 新潟市上大川前通七番町新潟県物療師会内 前山太平外一名

紹介議員 小柳 牧徳君

この請願の趣旨は、第二八六八号と同じである。

第二九七五号 昭和三十七年四月十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 京都市上京区上立売通り大宮西入京都府療術師会内 小野忠彰

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二八六八号と同じである。

第二九七六号 昭和三十七年四月十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 静岡県沼津市本郷町六五六 向笠清

紹介議員 田中 清一君

この請願の趣旨は、第二八六八号と同じである。

第二九七七号 昭和三十七年四月十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町一ノ二第二大蔵ビル内

全国療術師協合理事 長 宇都宮義真

この請願の趣旨は、第二八六八号と同じである。

第三〇二五号 昭和三十七年四月十二日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町中二ノ七 山本円吉

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第二八六八号と同じである。

第二八七〇号 昭和三十七年四月七日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡横瀬村三、五三七 平塚輝暁

紹介議員 上原 正吉君

わが国の高齢人口は、逐年増加の傾向にあり、十年後には一千万人を越える状態、社会及び家庭にあつて、老人の福祉を進め、その生活の安定を図ることが刻下の急務であることは、広く一般の認めるところであるが、各種法律にそれぞれ老人福祉が取り上げられて、また、行政施策としても行なわれているとはいへ、その間における有機的関連が薄いのには誠に遺憾であるから、老人福祉の向上発展のため、その基本的根拠となる老人福祉法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第二八七一号 昭和三十七年四月七日受理

老人福祉法制定に関する請願(八通)

請願者 札幌市豊平三条七丁目 菊池豊次外三百四十七名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第二八七二号 昭和三十七年四月七日受理

老人福祉法制定に関する請願(三十通)

請願者 大阪府生野区勝山通七ノ八 安村繁太郎外六百六名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第二九四〇号 昭和三十七年四月十日受理

老人福祉法制定に関する請願(五通)

請願者 東京都西多摩郡秋多町菅生三〇五多西長寿会内 長塚喜作外九百八十八名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第二九四一号 昭和三十七年四月十日受理

老人福祉法制定に関する請願(二十通)

請願者 静岡県田方郡伊豆長岡町長岡 後藤滋雄外四百五十八名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第三〇〇一号 昭和三十七年四月十二日受理

老人福祉法制定に関する請願(十五通)

請願者 徳島県阿波郡阿波町字西林一七六 伊丹儀助外三百七十八名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第三〇〇二号 昭和三十七年四月十二日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市大字久下四九〇 入子忠三九外二百四十名

紹介議員 上原 正吉君

老人福祉法制定に関する請願

請願者 北海道小樽市緑町四ノ八社会福祉法人小樽育成院内 及川芳蔵外七十五名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二八七〇号と同じである。

第二八九〇号 昭和三十三年四月十日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願

請願者 京都市北区小山中溝町一六 酒井忠邦外十三名

紹介議員 井上 清一君

戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者（九十八人）の遺族に對しても、刑死者（九十八人）及び既決拘禁中の死亡者（百二人）の遺族に對すると同様に扶助料又は遺族年金を支給するようにして、兩者間の不均衡を是正されたい。また、戦争犯罪裁判有罪服役者三千七百四十七人中には拘禁期間の一部又は全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給（三百七十一人）又は一時恩給（百八十四人）を支給されて実質的には補償を受くると考えられる者もあるが、前職が恩給公務員でなかった者については全然補償がなされていない。前職が恩給公務員であつた者でも拘禁期間を全然加算されていない者もあり、この点にも不均衡がある。服役者には当然労賃を支給すべきであるから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をなされたい。また、戦争犯罪容疑

者として指名逮捕され、巣鴨に抑留（一部は更に外地に移送）されて取調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者及び裁判において無罪となつた者（合計千四百人）に對する補償を刑事補償に準じて実施されたいとの請願。

第二九三七号 昭和三十三年四月十日受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通五ノ一兵庫県海外引揚者連盟本部内 小国豊

紹介議員 青田源太郎君

最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、（一）第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項（昭和十四年十月二十二日閣議決定満州国開拓民に關する件）に基づく開拓民については、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、（二）第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者（遺族）給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千円を八万四千

円に、七千円を三万九千二百円に改めること、（三）第八条三項中「死亡の當時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、（四）第六条全文を削除すること、（五）第九条一項中の「昭和二十年八月十五日（前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡當時）」においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、（六）第十八条中の「五年間行なわれないときは」の字句の五年を七年に改めること等の措置を講じ、四百万引揚者の不満をすみやかに解消せられたいとの請願。

第二九八六号 昭和三十三年四月十一日受理

引揚医師特例受給資格に関する請願

請願者 北海道札幌市手稲町字稲穂一七五 宮川武一郎外八名

紹介議員 千葉 信君

引揚医師並びに齒科医師は、平均年齢が六十歳にもなつてゐる關係上、医学に對しては長い経験と高度の技術をそなへ、臨床上は決して他に劣るところのない人達で、若い時代には高度の試験にも合格したものであるが、現在においては遺憾ながら答案作成の記憶力に不足しているため、試験によつて免許をうることには、はなはだ不安の状態であるから、終戦前の経験年数の不足は、講習又は実務インスタン教育等によつて補うこととし、特例法第一条

の「せん衡」の規定を適用して医師免許を与えるよう、特段の配慮をせられたいとの請願。

第二九四二号 昭和三十三年四月十日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一〇二ノ三四兵庫県土建一般労働組合内 松榮義久外一名

紹介議員 田中 一君

日雇健康保険については、昭和二十八年法制定以来、数回にわたる法改正により、逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容はまだ政府管掌の他の労働保険と比較して極めて劣悪であるから、（一）国庫負担の大幅引上げを行なうこと（五割以上）、（二）擬制適用事業所を強制適用事業所とすること、（三）療養期間、傷病手当金給付期間を撤廃すること、（四）被扶養者の療養給付を八割に引き上げること、（五）特別療養期間は十割給付とし、給付をうけている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかつたときに受給資格がない場合でも受診できるよう特別措置をはかること、（六）厚生年金を適用すること等をすみやかに実現するよう日雇労働者健康保険法の一部を改正せられたいとの請願。

第二九八四号 昭和三十三年四月十一日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（二通）

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一〇二ノ三四兵庫県土建一般労働組合内 小栗実外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九八七号 昭和三十三年四月十一日受理

医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 秋田県大館市十二所上町 奈良君子外五百名

紹介議員 鈴木 壽君

医療労働者の低賃金と劣悪な労働条件を改善するため、（一）医療労働者の大幅な賃上げと全国一律最低賃金一万円を直ちに法制化すること、（二）医療労働者の労働時間を週四十四時間に短縮すること、（三）次の態勢がとれるよう医療労働者を大幅に増員すること、イ、看護単位を一病四十床以下とし、重症患者には一人看護を実施し産科には新生児に見合う看護力を配置すること、ロ、夜勤はすべて二名以上とし、一箇月の夜勤回数は月の四分の一以下とすること、ハ、外来待ち時間を短かくするよう人員を配置すること、（四）病院の統廃合計画を直ちに中止すること、（五）小児マヒ対策として二十才まで全員無料で生ワクチンを授与すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二九八八号 昭和三十三年四月十一日受理

医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 鹿兒島市草牟田町三、七〇八 有村ヨシエ外
四千四百九十九名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二九八七号と同じである。

第三〇一〇号 昭和三十一年四月十二日受理
医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 神戸市灘区篠原南町四ノ五 石川武子外九千三百八十名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二九八七号と同じである。

第三〇一八号 昭和三十一年四月十二日受理
医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 青森県八戸市大字類家字繩手下三 横山康子外四千二百九名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二九八七号と同じである。

第三〇一九号 昭和三十一年四月十二日受理
医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都中野区江古田町四ノ一、七二八 高木信子外四千五百十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二九八七号と同じである。

第三〇二〇号 昭和三十一年四月十二日受理
医療労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 富山市朝菜町三ノ四 九土田善治外七千二百八十三名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二九八七号と同じである。

第二九八九号 昭和三十一年四月十一日受理
重度し体障害者対策に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂町四七四日本車椅子協会内 渡辺聖火外八百八名

紹介議員 田中 一君
重度し体障害者対策として、(一)身体障害者車両対策委員会を早急に設置し、車の規格、構造、頒布等を検討協議するとともに、実行対策として官民合作の助成会(新しく設立する)に移行すること、(二)公営の身体障害者専用自動車教習所を、収容施設を含めて開設し、特殊動力車(自動車を含む)の運転、整備の技術及び交通法規、道徳を修得させること、(三)車両の頒布(交付)制度については、車いすの現品交付一本だてを改めて、障害の程度と本人の更生に適應する任意の車両を選定取得するために、現法定の代価三万五千五百円の約八割五分、三万円の現金を交付(補助)することもできる二本だ

とすること、(四)障害年金を貰つてとし、動力車製作費の長期かつ低利の貸付金制度を定めること、これには前号の三万円交付(補助)をも認めること、(五)重度下し障害者の使用する自動車については、物品税及び自動車税を免除すること、(六)重度障害者用動力車(軽度者利用可能)製作の公営及び補助金交付での民営(前記第一号の助成会に委託施行)を実施すること、(七)重度障害者に対する高度の更生、指導施設を設置すること、(八)重度障害者用の老人ホームを設置すること、(九)健康平常な者が重度下し障害者と結婚する場合などに善行年金を交付する制度を設けること、(一〇)生命保険加入の審査につき検討の上、緩和策をとること、(一一)公共建築及び施設は車いすの出入を可能とするようにするか、車いす生活者の成人に対しては特別年金を交付するようにすること、(一二)車いす及び最小型特殊動力車を本人が携行する場合の鉄道運賃は無料とすること、(一三)重度のし体障害者の実態調査(全国)を実施して対策の基本とすること等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二九九四号 昭和三十一年四月十二日受理
人命尊重に関する請願

請願者 新潟市松波町二丁目生長の家白鳩会新潟県連合会内 高橋ひで外三千六百十二名

紹介議員 佐藤 芳男君
今日、わずかの理由による殺人及び性道徳の乱れ等、社会悪の根元とみられ

るものは、いろいろあるが、そのうち最も大きなものは、優生保護法第十四条第一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち又は経済的理由という言葉が、むやみに拡大解釈されていることと、同じく五号の「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」という規定が、私通乱婚者の中絶に悪用されていることによつていふと考えられるから、この四号及び五号に関して、考慮せられたいとの請願。

第三〇〇三号 昭和三十一年四月十二日受理
人命尊重に関する請願

請願者 京都市北区紫野泉堂町五〇 齊藤寿美外一万二千六百十八名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第二九九四号と同じである。

第三〇〇四号 昭和三十一年四月十二日受理
人命尊重に関する請願(七十二通)

請願者 広島市皆実町二ノ五三〇 山田玲子外五千五百十二名

紹介議員 岩沢 忠恭君
この請願の趣旨は、第二九九四号と同じである。

第三〇一二号 昭和三十一年四月十二日受理

人命尊重に関する請願(二通)

請願者 長崎市上築後町一八 杉山むら外一万九千五百三十一名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第二九九四号と同じである。

第三〇〇九号 昭和三十一年四月十二日受理
外傷性せき腫損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療友会内 田中和市外四百四名

紹介議員 小柳 牧衛君
外傷性せき腫損傷患者の生活は極度に困難しているから、これを救済するため、労働者災害補償保険法に關し、(一)外傷性せき腫損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率を百パーセントに引き上げること、(二)外傷性せき腫損傷患者の中でとくに補償給付及び長期給付が七百万円以下の低額である障害者の平均賃金を七百万円まで引き上げ、その百パーセントを支給すること、(三)長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けている外傷性せき腫損傷患者の医療費を全額国庫負担にすること、(四)旧けい肺等特別保護法及び臨時措置法の適用を受けない労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき腫損傷者に長期傷病者補償を適用すること、(五)昭和三十一年四月一日以後に受傷した外傷性せき腫損傷者に打ち切り補償を支給すること、(六)せき腫損傷者専門の家族とも入所

外傷性せき腫損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療友会内 田中和市外四百四名

紹介議員 小柳 牧衛君
外傷性せき腫損傷患者の生活は極度に困難しているから、これを救済するため、労働者災害補償保険法に關し、(一)外傷性せき腫損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率を百パーセントに引き上げること、(二)外傷性せき腫損傷患者の中でとくに補償給付及び長期給付が七百万円以下の低額である障害者の平均賃金を七百万円まで引き上げ、その百パーセントを支給すること、(三)長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けている外傷性せき腫損傷患者の医療費を全額国庫負担にすること、(四)旧けい肺等特別保護法及び臨時措置法の適用を受けない労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき腫損傷者に長期傷病者補償を適用すること、(五)昭和三十一年四月一日以後に受傷した外傷性せき腫損傷者に打ち切り補償を支給すること、(六)せき腫損傷者専門の家族とも入所

外傷性せき腫損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療友会内 田中和市外四百四名

紹介議員 小柳 牧衛君
外傷性せき腫損傷患者の生活は極度に困難しているから、これを救済するため、労働者災害補償保険法に關し、(一)外傷性せき腫損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率を百パーセントに引き上げること、(二)外傷性せき腫損傷患者の中でとくに補償給付及び長期給付が七百万円以下の低額である障害者の平均賃金を七百万円まで引き上げ、その百パーセントを支給すること、(三)長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けている外傷性せき腫損傷患者の医療費を全額国庫負担にすること、(四)旧けい肺等特別保護法及び臨時措置法の適用を受けない労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき腫損傷者に長期傷病者補償を適用すること、(五)昭和三十一年四月一日以後に受傷した外傷性せき腫損傷者に打ち切り補償を支給すること、(六)せき腫損傷者専門の家族とも入所

外傷性せき腫損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願

できる職業補導施設を設置すること、
(七)長期給付から厚生年金(障害年金)の五十七・五パーセント相当額を減額すること、これを廃止すること、(八)遺族補償の減額給付は廃止し、平均賃金の千日分を支給すること、(九)長期給付のスライドは全国労働者の平均賃金が十パーセント変動した場合に実施すること、(一〇)せき髄障害者の長期傷病認定基準を大幅に緩和すること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇二二号 昭和三十七年四月十日受理

国民医療改善等に関する請願

請願者 東京都中野区大和町六

一 小林次郎外三百三十五名

紹介議員 久保 等君

軍備拡張、軍事力の増大をやめ、真に国民、労働者の生活を保障し、失業、貧乏、病気をなくすよう、(一)医療労働者の大幅賃上げ、大幅増員をすみやかにこなうこと、(二)医療費を国と資本家負担で引き上げ、制限診療を徹底し、療養費払い、差額徴収を絶対行わないこと、(三)健康保険、国民健康保険の国庫負担を大幅にふやし、本人、家族とも十割給とすること、(四)日雇健康保険の国庫負担を五割以上とし、健康保険並みの給付とすること、(五)結核治療費を全額国庫負担とし、患者、家族の生活を保障すること、(六)職業病を単独立法とすること、(七)伝染病予防法を改正し、ポリオ生ワクチンの二十才まで無料投与、流感予防ワクチン接種等を法制化するこ

と、(八)生活保護基準額を二倍にし、生活保護法を改正すること、(九)家族手当法を確立すること、(十)失対賃金を六百万、二十五日就労一万五千元とする、(十一)失業保険の給付は、賃金の八割給付を二年以上とする、(十二)職業訓練機構を民主化し、施設を拡充すること、(十三)掛金なしの無拠出年金を全国民に適用し、年金額を引き上げること、(十四)厚生年金の定額部分を六千円とし、資格期間は十五年、老令年金は五十才から支給すること、(十五)厚生年金の改悪、企業年金との調整は行わないこと、(十六)国家公務員共済組合の国庫負担を増額、労働者負担の軽減、管理運用を民主化すること、(十七)地方公務員共済組合の新制度きりかへは、既得権及び民主的管理を保障し、国庫負担をふやすこと、等の実現を期せられたいとの請願。

第三〇二二号 昭和三十七年四月十日受理

国民医療改善等に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大字下影

森三三五 宮瀬シヅエ 外四百六十一名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三〇二二号 昭和三十七年四月十日受理

医療保険の差額徴収制反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷信濃

町一八全日本民主医療

機関連合会内 須田朱太郎外千六百十四名

紹介議員 坂本 昭君

現在の医療保険には多くの制限があつて、被保険者、国民は日進月歩の医療を受けることができず、診療報酬が低いために医師、医療従事者は、低賃金と労働過重に苦しめられ、又、医療経営も非常に困難になつてゐる。ところが、政府は、内容のわるい医療保険を国庫の負担を増加して改善するのではなく、労働者や農民や市民の負担をさうにおもくする差額徴収制や療養費収制の採用を考えているが、このような制度は、現在のわが国の労働者の賃金水準、国民の生活程度などの状態から被保険者にもまた医療担当者にも、改善どころか改悪の結果になることは明らかであるから、(一)差額徴収制、療養費払い制度は採用しないこと、(二)国民健康保険の国庫負担を四割にし、給付率を引上げ、また健康保険の家族給付を七割以上にすること、(三)制限診療をやめること、(四)国庫と資本家の負担で医療費を引上げること等について適正な措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇二三号 昭和三十七年四月十日受理

医療保険の差額徴収制反対等に関する請願

請願者 奈良市西大寺町 光勝

あきみ外七百七十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第二十二号

昭和三十七年四月二十四日

【参議院】

昭和三十七年四月三十日印刷

昭和三十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局